

東京都公報

発行
東京都

目次

規 則

- 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）…一
- 不健全図書類の指定……………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…一
- 特定計量器定期検査の実施……………（生活文化局計量検定所検査課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（四件）……………（同）…三
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…七
- 都道の供用開始……………（同）…九
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…一〇
- 東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………（同）…一〇
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…一〇
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………（下水道局）…二

規 則

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百十号

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和五十三年東京都規則第五百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「法」の下に「第四十三條第二項第一号、」を加え、同項第五号中「第四十三條第一項ただし書」を「第四十三條第二項第二号」に、「若しくは第五項第三号」を、「第五項若しくは第六項第三号」に、「第六十七條の第三項第二号」を「第六十七條第三項第二号」に改め、同項第九号中「含む。」の下に「又は第二十二條の第二項」を加え、同項第十五号中「第十九條の十五第一項」を「第十九條の十七第一項」に、「第十九條の十六第一項」を「第十九條の十八第一項」に、「第十九條の十七第二項」を「第十九條の十九第二項」に改める。

附 則

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五条第一項第四号の改正規定及び同項第五号の改正規定（「第四十三條第一項ただし書」を「第四十三條第二項第二号」に改める部分に限る。） 建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に規定する日
- 二 第五条第一項第九号の改正規定 平成三十一年四月一日
- 三 第五条第一項第十五号の改正規定 公布の日

告 示

●東京都告示第千三百号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十一年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成三十年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号 種類 名称、号刊、共通雑誌コード及び発行業者 指定理由

四二七七 雑誌 SPコミックス 著しく性的感情を刺激し、

本当にあつた たまら 青少年の健全

ない話 五〇四五六一四八 な成長を阻害

四二七八 書籍 Charles Co 同右

株式会社メディアソフ

ト

●東京都告示第千三百一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年九月十四日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 江東区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成三十年十月二十六日から同年十二月二十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会

検査機関の名称

●東京都告示第千三百二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

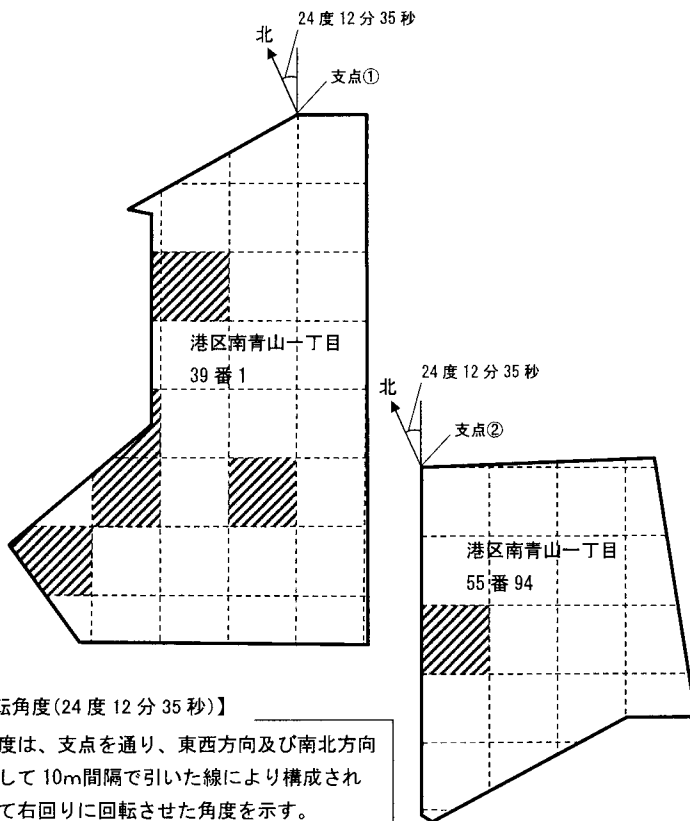
平成三十年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区南青山一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
及び筆境界
- ▨ 形質変更時
要届出区域

【支点】

支点①は港区南青山一丁目39番1の最北端とする。
 支点②は港区南青山一丁目55番94の最北端とする。

【支点①、支点②の格子の回転角度(24度12分35秒)】

支点①、支点②の格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百三十三号

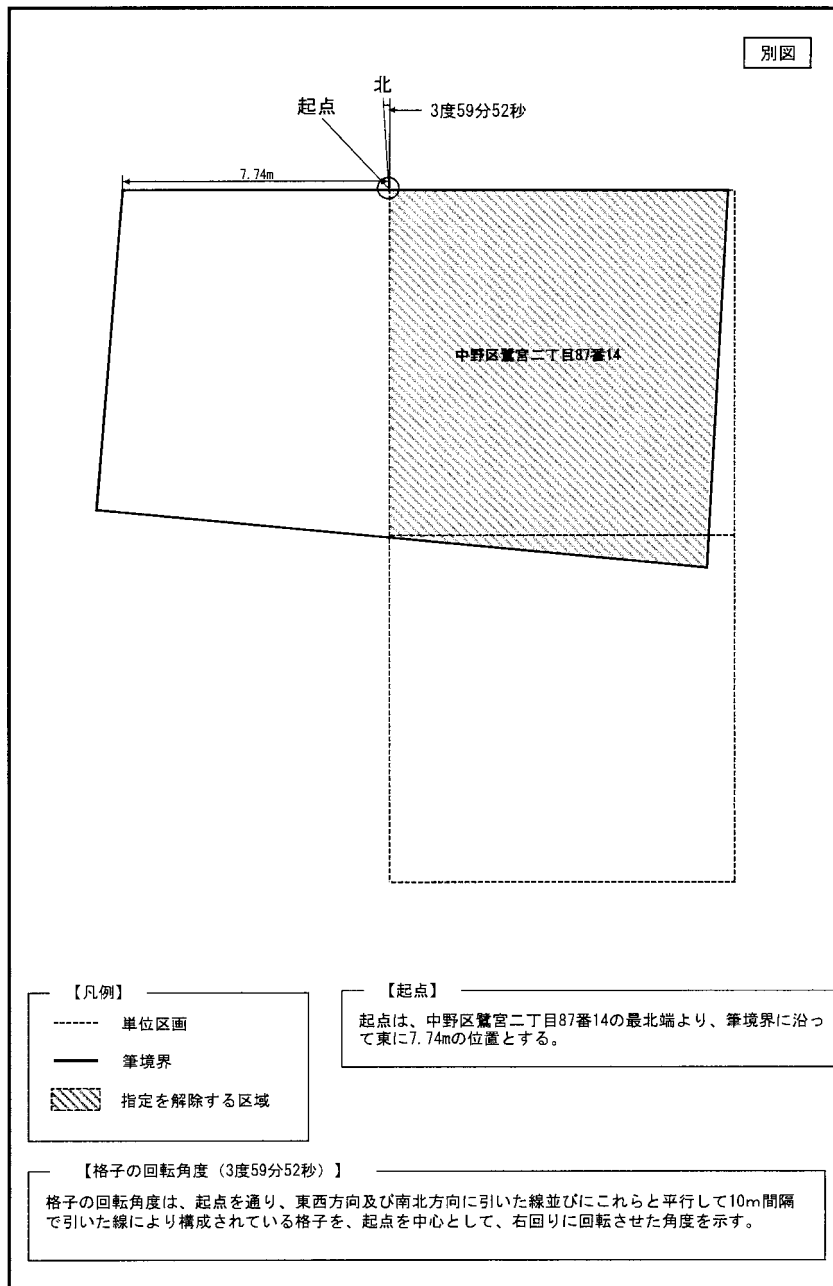
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成三十年東京都告示第七百二十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(中野区鷺宮二丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物並びにトリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第千三百四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第四項の規定により、平成三十年東京都告示第千四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第五項において準用する同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

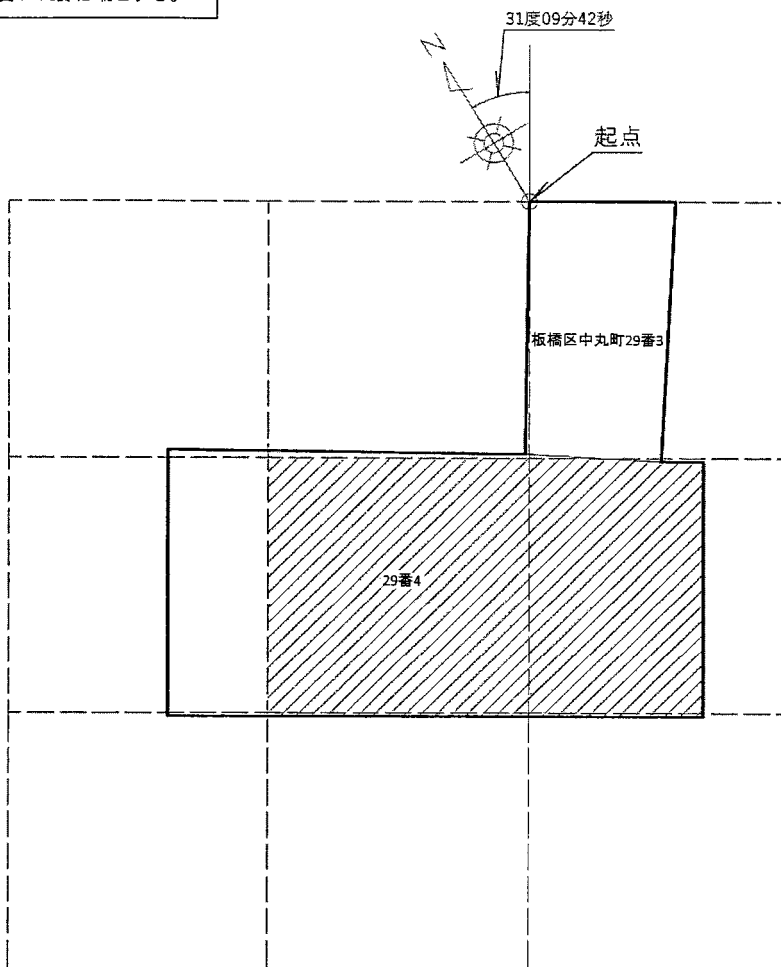
一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区中丸町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類、六価クロム化合物、シアン化合物並びにほう素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

【起点】
 起点は、板橋区中丸町
 29番3の最北端とする。

別図



【凡例】

- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域
- - - 単区画
- 筆境界

【格子の回転角度(31度09分42秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十八年東京都告示第二百二十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月十四日

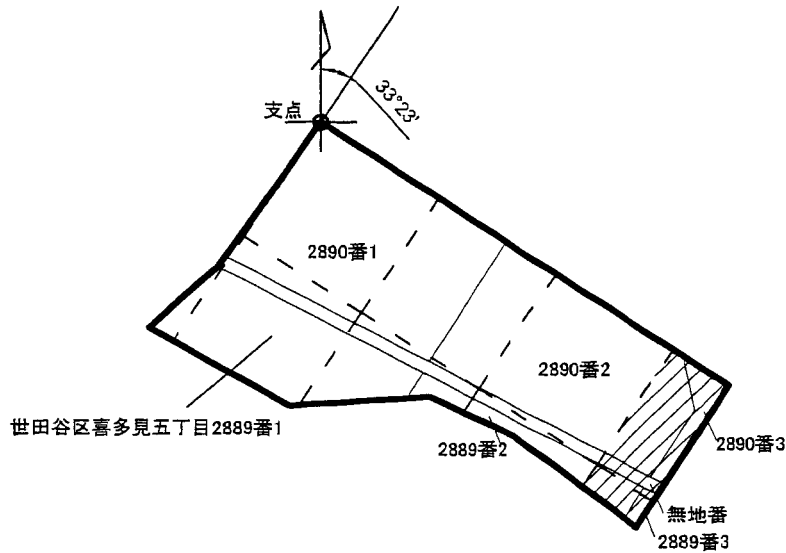
東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区喜多見五丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図

【凡例】

- — : 単位区画
- — — — : 筆境界
- — — — : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域



【支点】
 支点は、世田谷区喜多見五丁目2890番1の最北端とする。

【格子の回転角度(33度23分)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

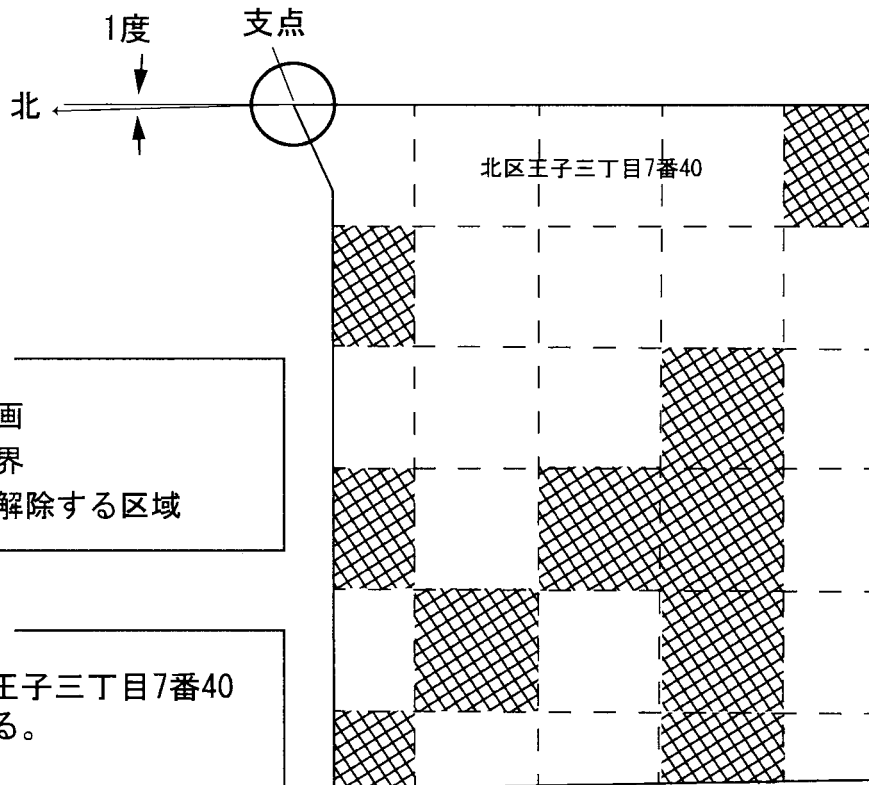
一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区王子三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▣ 指定を解除する区域

【支点】

支点は、北区王子三丁目7番40の最北端とする。

【格子の回転角度(1度)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年九月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十四日

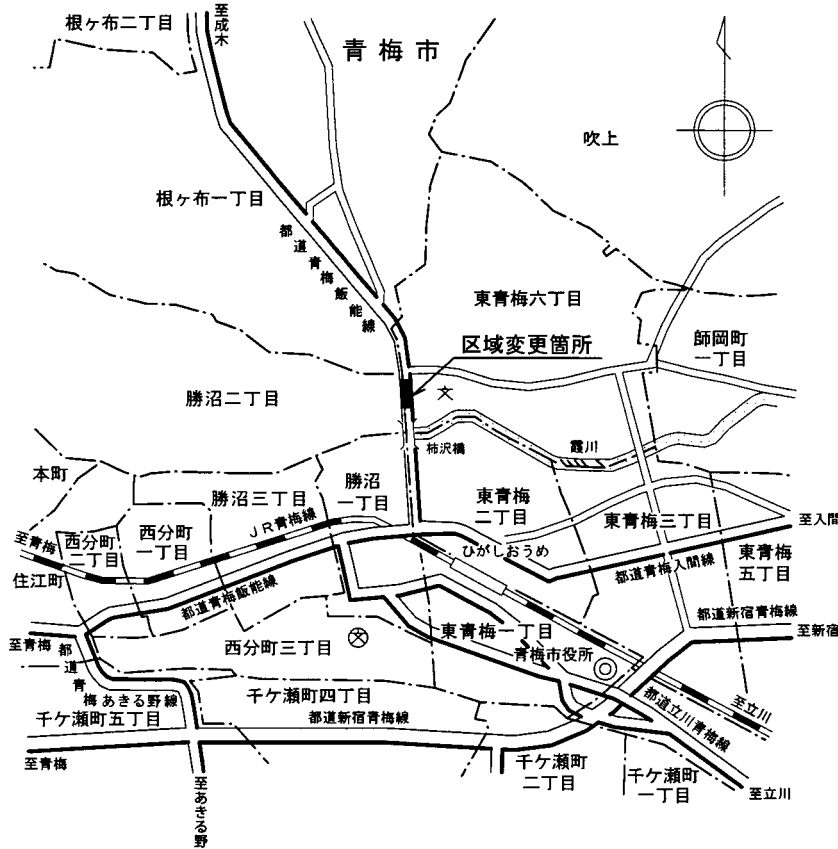
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 青梅飯能
- 二 変更の区間 青梅市勝沼二丁目二百六十三番一地先から同市東青梅六丁目一番二地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

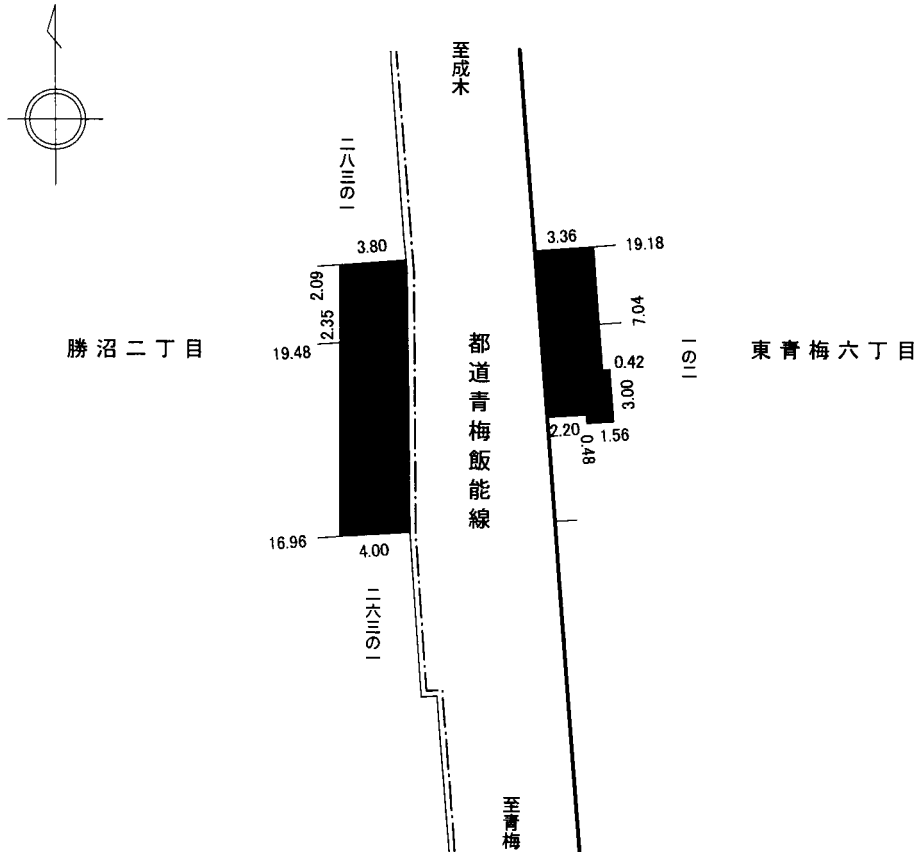
別図

都道青梅飯能線区域変更略図
青梅市勝沼二丁目～東青梅六丁目

都道
 市道
 編入区域
 延長
 面積
 一五・五〇メートル
 九四・六三平方メートル



青梅市



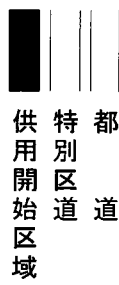
別 図

都道新宿両国線供用開始略図
新宿区富久町地内

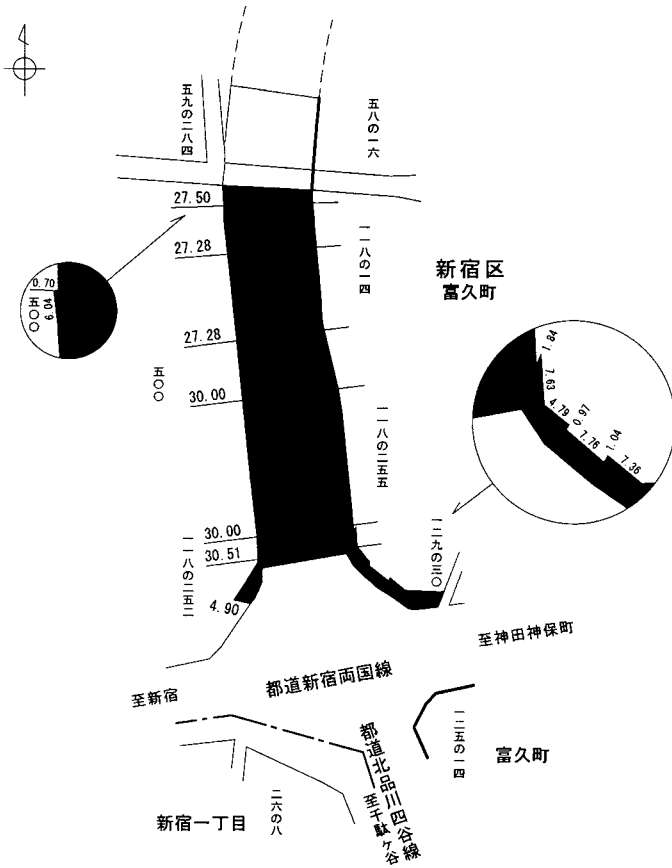
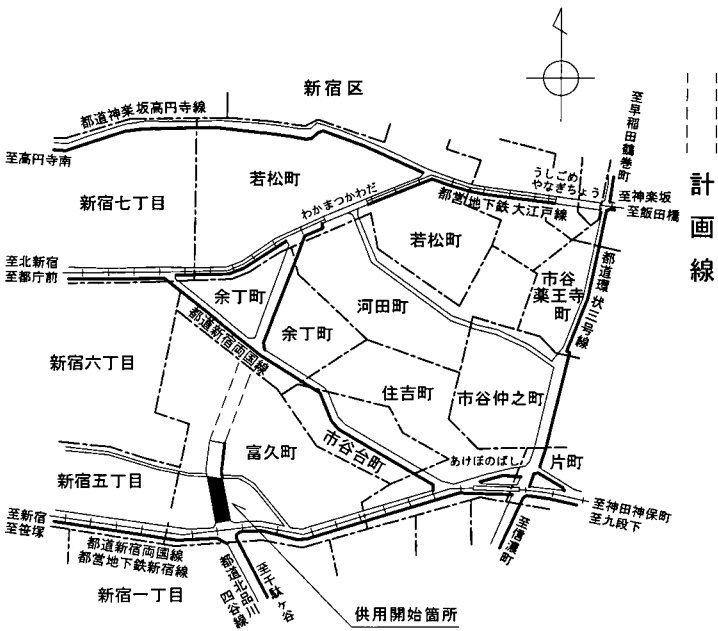
●東京都告示第千三百八号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項
の規定により、次の都道の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十年九月十四日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十年九月十四日
東京都知事 小 池 百合子
新宿両国
新宿区富久町百十八番二百五十二地

三 供用開始の概要 別図表示のとおり
四 供用開始の期日 平成三十年九月十四日
先から同所同番十四地先まで



延長 一三一・九五メートル
面積 三、五三七・九〇平方メートル



●東京都告示第千三百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年九月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

新宿両国

二 占用を制限する区間

新宿区富久町百十八番二百五十二地先から同所同番十四地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成三十年九月十五日

告 示 (交)

●交通局告示第九号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

平成三十年九月十四日

東京都交通局長 山 手 齊

一 記念乗車券の名称

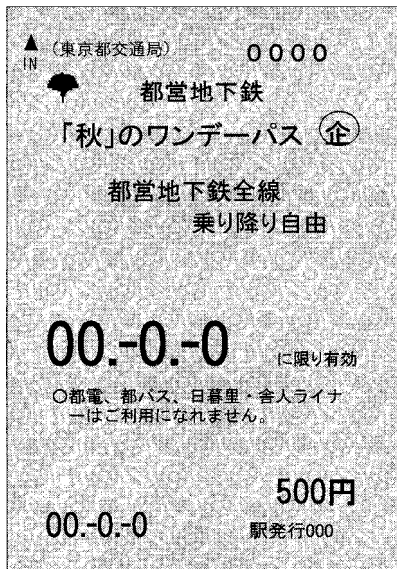
都営地下鉄「秋」のワンデーパス

二 記念乗車券の種類及び運賃

東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、小児 二百五十円

三 記念乗車券の様式

(一) 大人用



(二) 小児用

四 記念乗車券の発売期間

平成三十年九月十五日から同年十一月二十五日までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日とする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車することができる。

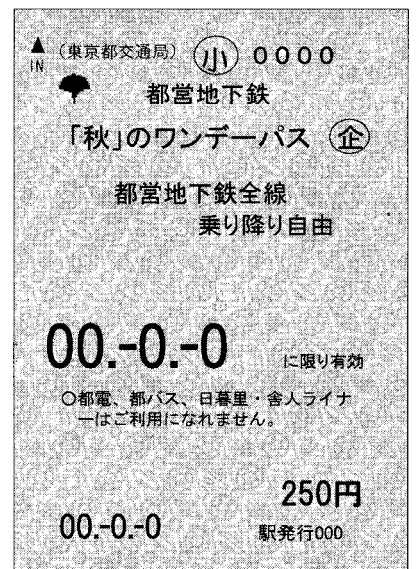
六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同法第五十一条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三



の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年九月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン

二 代表者の氏名

浦辺 徹郎

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区弥生一丁目一番一号 東京大学大学院農

学生命科学研究科フードサイエンス棟四階

四 更新された認定の有効期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日ま

で

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出に

ついて

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都
下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都
指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があっ
たので、同規程第七条の規定により公告する。

平成三十年九月十四日

東京都下水道局長 小 山 哲 司

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年

月日

平成三
十年七
月十日

指定番号

〇四四六

商号又は
名称

大和管機
工業株式
会社

所在地

洪谷区東一
丁目十三番
十四号 洪
黒川ビル

新事業所

所在地

旧事業所

洪谷区桜丘
町三番四号
黒川ビル

同月十
三日 四三三三 有会社社 町田市図師 町田市野津

同月二
十四日 四九八一 村山興業 町千五百四 田町二十七

京葉工管 十三番地八 番地三

株式会社 江戸川区中 江東区毛利

東京支店 葛西三丁目 二丁目十一

山秀マンシ 一番十号 番六号 第

ヨシニ〇三 山秀マンシ 二リオビル

号室 六階

同月三
十一日 一六二四 大曾根工 世田谷区梅 世田谷区豪

業株式会 丘一丁目十 徳寺二丁目

社 五番十一号 二十九番十

二 代表者を変更した事業者

受理年

月日

平成三
十年七
月十一
日

指定番号

〇〇五九

商号又は
名称

株式会社
金子工業
所

新代表者名

江川 信弘 金子 義明

旧代表者名

同月二
十日 〇〇九六 株式会社 鈴木 秀介 鎌田 兄己

サンブラ ント 鈴木 健次 白崎 守康

同月二
十七日 五三八〇 有限会社 鈴木 健次 白崎 守康

白崎設備 工業 大進設備 大川 進二 大川 丈夫

株式会社 株

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001